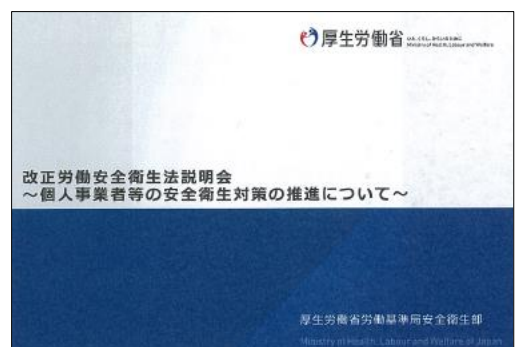


# 石川支援センター指導員が厚生労働省主催の「改正労働安全衛生法説明会」にコメンテーターとして参加しました

厚生労働省は、昨年改正された労働安全衛生法の説明会を全国各地で開催しましたが、令和8年1月26日の石川県金沢市における説明会で、「災害復旧の現場で安全をどう守るか」と題して行われた座談会に、石川支部の山下指導員が参加しました。

説明会の第1部では、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課建設安全対策室の東技術審査官から、昨年5月に公布された改正労働安全衛生法の概要について説明がありました。

今回の改正は、①個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、②職場のメンタルヘルス対策の推進、③化学物質による健康障害防止対策の推進、④機械等による労働災害防止の促進等、⑤高齢者防止対策の推進、を柱に行われたこと、特に、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進については、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、注文者等が講ずべき措置や個人事業者等自身が講ずべき措置、業務上災害の報告制度等を定めたことなどについて説明がありました。



第2部では「災害復旧の現場で安全をどう守るか」と題して座談会が行われました。説明会の行われた石川県は、令和6年1月に発生した令和6年能登半島地震で奥能登地方を中心に甚大な被害を受けました。

座談会には、地元石川労働局の細貝労働基準部長、復旧工事に従事する大林組能登半島災害復旧工事事務所の西中所長とともに石川支援センターの山下指導員が参加しました。

参加者は、①災害復旧現場が抱えている問題や課題、②その対策、③現場を良くしていくために期待していること、今日から現場でできる安全の一工夫などについて、それぞれの立場のコメントがありました。

山下指導員からは、その説明の中で自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業による活動の内容、工夫した取組などについて説明がありました。



支援事業について説明する山下指導員

建設業労働災害防止協会では、自然災害からの復旧・復興工事や防災・減災工事に従事される建設事業者や作業員、発注機関や団体の皆様方を対象に、無料で現場パトロールや安全衛生教育を実施しています。お問合せ等については、各都道府県自然災害関連工事安全衛生支援センターまで御連絡ください。